

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年3月30日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第13号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則(平成16年4月1日規則第29号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の体制の変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
<p><u>附 則</u> この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>							
別表第1-1 〔省略〕				別表第1-1 〔省略〕			
<p><u>別表第1-2（第3条第1項）</u> 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲</p>				<p><u>別表第1-2（第3条第1項）</u> 会計機関の代理の職位及び処理する事務の範囲</p>			
会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲	会計機関名	職 位	会計機関の代理の職位	会計機関の代理が処理する事務の範囲
〔省略〕				〔省略〕			
出納役	経理課長	<u>副学長（総務・国際担当）</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。	出納役	経理課長	<u>副学長（総務担当）</u>	出納役が事故又は不在の場合の事務を代理すること。
資金前渡役	経理課長	<u>副学長（総務・国際担当）</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。	資金前渡役	経理課長	<u>副学長（総務担当）</u>	資金前渡役が事故又は不在の場合の事務の代理をすること。
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2-1～別表3-2 〔省略〕				別表第2-1～別表3-2 〔省略〕			

別表第3-3 (第3条第3項)

出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	主任(分任)収入役として指定する職位	主任(分任)収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	校長又は主事	各附属学校における収入金の収納事務 <u>附属幼稚園竹早園舎及び附属竹早中学校は附属竹早小学校に含む。</u>

別表第3-3 (第3条第3項)

出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	主任(分任)収入役として指定する職位	主任(分任)収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	校長又は主事	各附属学校における収入金の収納事務 <u>附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。</u>